

特別委員会の設置について

1 委員会名 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会

2 設置理由

- (1) 前任期に設置した同委員会は、調査研究事項「滑走路3,000メートル化」については国が滑走路延伸に係る調査費を計上し、その実現に向け大きく前進したことや、「空港の民間委託化」についてはコロナ禍により企業等の経営環境が厳しい状況にあるため、その推進如何に係る結論を得ることが困難であることから、これら結果を令和2年12月定例会において報告し、活動を終了した。
- (2) しかしながら今定例会・本会議では、「投資ファンドによるスターフライヤー社（以下「SF社」という。）への出資に関する、同社の市外への移転」等についての懸念が多く議員から示され、北九州空港の発展に欠かすことのできないSF社への支援のあり方等について、本市議会として調査研究することの重要性が極めて高まった。
- (3) このため、
 - ア SF社の動向等を継続的に調査研究する必要があること、
 - イ 滑走路3,000メートル化の一日も早い実現は、引き続き本市の重要課題であること、
 - ウ 福岡県との継続的な連携強化については、同県議会からも強い要請を受けていること、などから、これら重要事件の審査を行うため、特別委員会を設置するもの。

3 委員数 12名

4 設置期間 議員の任期間設置し、議会閉会中も調査研究を行う。
ただし、調査研究が終了した場合は、設置期間にかかわらず終了する。

5 所管事項

- (1) 北九州空港における航空ネットワークの継続・発展及び利用促進、並びに就航航空会社への支援のあり方
- (2) 北九州空港の滑走路3,000m化の早期実現等、機能強化
- (3) 北九州空港に関する福岡県との連携強化
- (4) 北九州空港の運営形態のあり方